

大村市教育大綱（案）

平成27年7月 大村市

I 大綱の趣旨

大村市教育大綱（以下「大綱」という。）は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき大村市が策定するものです。

II 大綱の期間

大綱の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年間とします。

Ⅲ 大綱

大綱を次の4項目とし、その実現に向けた各種事業を実施します。

1 人間性を重視した学校教育の推進

子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、将来の大村市を担う人材を育成するため、教育内容の充実、家庭や地域との連携による特色ある教育を進め、心の教育の充実や確かな学力の定着を図るとともに、個性や創造力の育成に努めます。

2 生きる力の基礎となる家庭教育の充実支援

あらゆる教育の出発点であり、生きる力の基礎となる家庭教育の充実を図るため、家庭と地域社会がそれぞれの役割を認識するとともに連携・協力体制を強化し、青少年が健全に成長することができる環境の実現を目指します。

3 自分らしく生きるための学びの支援

市民が生き生きと暮らすことができる社会を実現するため、自らの生き方の選択を可能にするための知識・技能の習得や芸術・スポーツ活動の支援など、生涯を通じて学ぶことができる環境の充実に努めます。

4 歴史・伝統を尊重するとともに多様な文化・価値観を学ぶ環境づくり

身近な地域をはじめ、自国の歴史・伝統文化を学び継承することができる機会を拡充するとともに、世界へ羽ばたくグローバル人材を育成するため、国際理解、外国語教育などに視点を置いた教育環境の整備を目指します。